

近世京都商人の別家制度 (二)

足立政男

- 一 別家制度
- 二 京都商人における別家の設立
- 三 京都商人における別家設立の規定
- 四 本・別家間並びに別家相互間の交際規定
- 五 本家に対する別家の義務
 - (一) 本・別家間における主従関係
 - (二) 本家第一主義
- 六 本家に対する別家の権限
 - (一) 家業相続における権限 (以上前号)
 - (二) 本家の家業に対する別家の経営管理
 - (イ) 別家の本家家業経営における管理権限
 - (ロ) 本家の内部的危機における別家の存在価値
 - (ハ) 本家の外部的危機における別家の存在価値
- 七 本家の別家後における恩愛と致富

(一) 本家の別家に対する恩愛と生活援助

(二) 通勤別家の定年制と老後の保証

八 別家間の相互扶助

九 別家の致富

（以上本号）

(二) 本家の家業に対する別家の経営管理

盛衰常なく、波瀾万丈の激しい実業界、商人の世界の中にあつて、先祖伝来の家と家業を守り、これを維持し、相続し、発展せしめて行くことは並大抵のことではなかつた。突如として襲い来る天災地変、波浪の如く押寄せて来る経済恐慌、封建支配者の経済政策による経済界の激動とその収奪、若しこれに対処する策略を誤らんか、商人は忽ちにして没落の運命に曝されたのである。

それ故、家業を長く維持し、存続発展せしめた商家には、経営上において並々ならぬ努力と商才と商魂が見られると共に、その経営上の内部機構にそれだけの体制が整備されていたのである。ここでは、近世における京都商人の別家制度が家業経営上に如何なる権限をもち、かつ、その役割を果して、家業の永続性と発展に寄与したかを究明することにする。

(1)、別家の本家家業経営における管理権限

別家は主家に対して封建的主従関係にあり、本家に対し、一日・十五日には御機嫌伺いと称して出勤したり、本家の吉凶には「本家用事向御聞候節ハ何時ニ而モ私用相止メ參上仕相勤可申候事」と、本家に対し絶対服従と奉公すべきことを誓約し、それに違反した節は「被下置候元手銀者不申及商売并ニ暖簾屋号御取上被成候共一言

之申分無御座候⁽²⁾とある如く、別家の破門は勿論、取潰しの憂目に遭い、商人ととしての生計を絶たれた。それだけに別家の本家に対する関係は、武士階級の内部に存在した主従関係と同様に、主人（本家）の与える恩恵に對し、報恩、忠節、奉公の主従意識に徹したのであったし、又主家の存続がそのまま別家の存立を可能ならしめたのである。別家にとって本家の家業経営の良否如何は別家自身の家運を左右するといった本・別家の一体觀から、その家業経営については、本家側にとっては別家の協力を期待もするし、義務付けを行ったし、別家側自身においても、本家の家業経営を別家後と雖も放置しなかつたのである。近江商人の一人たる伴家の「主従心得草⁽³⁾」によれば「別家中は不絶出勤あり、それぞれの役前をつとめらるべきは勿論にて主人のよからぬは即ち別家中のよからぬなり」とある如く、「いさむべきことは身をわすれて遠慮なくいさめ家法を正さるべし（中略）眼前主人の家が繁昌し正しく治れば、吾不如意の事ありても主人よりたすけらるは定りたることなり、能心を用ひてつとめらるべし⁽⁴⁾」と別家の本家家業に対する奉公の心得を述べているが、京都商人の場合、別家が本家の家業経営の管理に關与する権限と義務が「家法」の上で認められており、事実關与し、忠誠を尽した事例を数多く見受けることが出来る。例えば、柏原家における、京都店、江戸店の経営上における別家の権限を、「条目⁽⁵⁾」において次の如く規定している。

「先年助給様（三代目柏原助右衛門）御存生の砌、江戸店要用の御相談為相手、京にて半兵衛、江戸にて作兵衛又は徳兵衛など、為御目代立置かれ候、其後、作兵衛、治助、忠助と被立置候て、両店の御召合有之候、則此格を以て江戸店別宅老分の者順々に申付置候、仍之、江戸店の儀は從此方致差図、又京都要用は江戸老分へ及相談格式に候、以来右格式の通違乱無之様に、就中別宅の儀は面々在勤者共了簡違い無之様可相心得者也」云々とあ

つて、既に三代目の時から、京都の本店と江戸店の経営上の相談相手に、両店の別宅老分を順次に立てており、以後、両店経営上の目付役として別宅老分を申付けること、ならびに、京都、江戸両店の経営は双方の別宅老分相談してやって行くことを慣例とすること。この慣例を破らぬこと。特に別宅の面々は、両店に在勤する主人はじめ、後輩の番頭丁稚の者共に了簡違いがないように本家の家業経営に注意を払ふことを心得ていること等を規定している。同じ条目の冒頭には次の如く述べ、別家並びに別家老分の先に述べた経営面への関与を保証し、家業経営の安全を期している。けだし、柏原家にあつては歴代の主人は京都に居住し、江戸店には年に一度か二度しか訪問出来ない状態であつた。後には、別家（江戸店）を目付役にし、奉公人任せで、漆器、紙、呉服と三店舗を経営して行かねばならない。交通、通信の不完全な近世であつただけに、その経営上の苦心は並大抵のことではなかつたことと推察される。それだけに経営上の苦心や特徴が窺われるのである。すなわち、「先規より被仰置候者御子孫繁昌を願候者、敬仏神を為正路に御家職無油断常々身の分限を知り、家の治りを専に可致処肝要也と被仰置候、依之、毎月五日お江戸店にも家内相寄合、右之旨気腹して、商売之儀は不申及、万端善悪を申談、格式違乱無之候様に示合可致事」と規定し、江戸店別家が江戸店の経営に関与し、その安全な経営を期するために毎月五日に会合し「商売之儀は不申及、万端善悪を申談」じ、家業の繁昌をはかっている。

「条目」よりも先に作製された、享保二十一年正月作製の「家内定法帳」にも第二条に「店商売の儀に付諸事相談の上古来より持来り各式を以可仕候、尤毎月五日月並の会合堅く相勤、諸事善悪承、不埒無之様傍輩中勤方身持申合、我儘働き申問敷候、不寄何事諸事相談の上可仕候事」として、経営の面では極めて民主的であつて、寄合いによる相談によって運営して行くようにし、京都・江戸両店別家が経営へ接触出来るようにその権限の確

立をしているのである。このような別家の本家家業への関与は年を経るにしたがって強くなり、その事例を随所に発見することが出来る。寛政四年八月、別宅中が、主人の身持ちのよくないのを忠告し、禁言した「乍憚以書付奉申上候」⁽⁷⁾にも次の如く述べ家業経営への関与の権限と責任を次の如く述べている。

「一、飛脚出日毎御書状御先祖様之通御自身御認メ被遊御憚怠被下間敷候并御店御商売物其筋道御存知無御座候而者不相濟儀ニ御座候後々御心置御続被遊可然と奉存候 売買欠引之儀者双方支配人仕候儀ニ御座候。」

すなわち、主人の家業経営上における責任と義務を、飛脚に持たせる書状は自分自身で書き認める事、家業経営の筋道を存知しておく事と明確にしており、商売の欠引、すなわち、家業経営上の実際取引に關しては支配人を中心に両店の別家中が責任をもって行うことを明らかにしている。

更に、天明三年の「永々申残候証拋文之事」⁽⁸⁾には「元祖浅真様御代々御遺言ニ京都・江戸両店ニ幼少ヨリ取仕店支配役迄相勤首尾能別家為致候者共並に在勤之者共者私子茂同前ニ候、依之（中略）商売筋其外万事京都・江戸両店之支配人並ニ別家之者打寄家督相続之儀ハ、勿論其外何事ニ不寄相任諸相談被ニ相極メ、候儀御先祖より之古例に候」と、実に明快に、本家商売上は勿論、万事何事に依らず別家中が時の支配人と相談して処理することは、元祖以来の仕来たりになっており、その結果「代々之古例相用候ニ付無難ニ相続致来候」と、創業以来、百二十余年の長きに亘って繁昌した所以は、このような別家制度の下における家業経営、換言すれば、支配人と別家中の手によって本家の家業が経営されていた機構活用の御蔭であると遺言で宣言している。又、「未々至万一法外成儀茂出来、其節両店支配人別家之者共再三之意見為申聞候共不相用候ハ、是全御先祖代々之御遺言ニ相背也然ハ、無是非候間其節ハ、両店何連茂相談之上取計可致候」と、主人が家業経営上法外な行為に出て来た場合は、両店

支配人別家の者が共に再三意見をして、それでも聞入れない場合は仕方がないから、両店相談して主人をその地位から追放してしまふなり、隠居せしめるなり、家のため、家業繁昌のために善処すること。そしてその節、違乱妨げがないようにするため、この遺言を書残しておくとして「万事何連江茂相任置候間永々店繁昌致候様取計可致候第一申残シ候」と述べ、最後にこれ等処置は「御先祖代々相定被置候家之定法」であるから「急度相守忠勤専ら可致候末々之支配人並に別家致候者共江右遺言順順ニ為申聞承知印形取置可申候」と別家の本家家業における経営管理の権限を確認するのみにとどまらず、将来永くこの権限は引継がれて行くべきものであると遺言宣言をしている。この遺言による支配人ならびに別家に対する家業経営上の管理権の附与宣言に対して、支配人及び別家中はこれの「御請書」⁹⁾を主人に提出し「御別書被仰渡候御遺言髓ニ奉承知候、然ル上者何事ニ不寄万事京都江戸支配人並ニ別家之者示合双方対談仕」り、永久相続が出来るように致しますし、将来永く順々に支配人並に別家する者共に、この権限を守り相背かせないように致しますといった趣旨の一札を六代目孫左衛門に差し上げているのである。

かかる別家の本家家業の管理は、七代目孫左衛門の相続にあたって、孫左衛門が別家宛に出した「一札」¹⁰⁾の中でも確認され、「御先祖様御代々よ里被申残候条目并ニ御証拠文の条々承知急度大切ニ相守可申候、自然法外成儀無是様何連共相談可致候、其節及異議申間敷候云々」と述べ、主人自ら家業経営の管理にあたって、支配人や別家の権限を認めた上で相続しているのである。

更に八代目孫左衛門が家業の相続にあたって七代目孫左衛門は「遺言状」¹¹⁾の形式でもって、家業経営について「東西店ニ出勤一統并別宅中何れも申合せ商躰何卒被致出精弥々永久相続有之様宜敷頼入候」と家業経営上にお

ける出勤者一同ならびに別家の協力により永久に相続が行れるよう宜敷頼入れると遺言し、相続後といえども主人が不法千万な行爲をした場合は得と意見を加え其上なお聞きいれず不埒などした場合は諸親類中に相談する必要もないから、家名を取上げ、追放するようにし、「永久家名相続」が行われるよう頼みますと、東西支配人并別宅中に家業管理を依頼しているのである。

この様に柏原家では、その家名、家業を長く維持し、永久に存続せしめるために、別家制度を出来るだけ活用し、家業の相続は勿論、経営管理の上でも別家の権限行使を確認し、しかも注目すべきことは、場合によってはその行使を期待し、かつその行使は柏原家の諸親類の発言よりも優先せしめていくことである。

千吉家の場合も例外ではなく、法衣商人としての家業経営には別家中が在勤中の手代と一諾になって経営管理に当たったのである。「家定」⁽¹²⁾の第一条に「毎月十五日別家手代并両見世手代打寄家業躰之評議可いたす事」とあり、その経営方針は家長たる主人の独断で打ちだされたものでもなく、経営も暖簾内一統の合議管理の下に運営されたのである。殊に家業経営上、新規の事業については、第二条において「新規之義者相談之上可取計候事」とあり、主人の独裁権は認められず、第三条では更に、「諸事老分手代并当役支配人相談之上相定候儀、支配人より申出候儀ハ、主人始家内不殘違背有間敷事」「万事商売筋之儀者支配人手代中打寄相談之上可相計候」とあり、家業経営上における主人の地位は象徴的なものとなり、そこには独断も独裁権も認められず、そのみか、衣食住全般に亘る日常生活の諸事ですら、主人は勿論、家族のものも老分手代（別家総代）并に当役支配人が相談の上で決定した事項には誰一人として違背する事が許されなかった。換言すれば家業の経営方針の決定権、或いは実際の経営権は、本家の主人にあったのではなく、物別家中並びに支配人の合議機関たる家業経営の合同会議に

あったとも云える。

かかる合議体制をとり、合議機関の機関責任で家業経営を行った点は柏原家の場合と全く同様であったとい得るところである。

更に比較的民主的な経営であり、別家中が在勤者は勿論のこと、支配人をも監督出来たのは、投書箱の設置である。すなわち、

「一家業躰何事によらず津存知儀有之候ハバ子者（丁稚）ニ至迄其趣書付相認め、出シ置候箱へ可納置候会日ニ打寄披見之上致評議善悪を正可申候勿論支配人の事たりとも遺恨有間敷事¹³」とあり、さきの毎月十五日別家手代并ニ両見世手代の寄合日に開箱して、家業の事は勿論、何事によらず、しかも店の最上級奉公人たる支配人も、投書による批判の対象となり、評議され、善悪を批判されることになっており、別家が在勤者の働き振りを監督出来るようになっていた。又投書箱の設置によって、経営参加者の下意の上達も図り得る上において近世封建制下にあつて極めて進歩的、かつ、民主的経営の仕方であつたと云えよう。

更に新規に取引先を設置したり、拡大する節は、やはり、別家、在勤者の寄合で評議し、しかる後、決定されたのであり、「家定」の規定にも「一、家内へ前々より出入仕来り候外、新規ニ者出入致させ間敷、若し無拠もの有之候ハバ評議之上出入可為致候」とあり、本家家業の経営上における危険を防止し、健全保持のための規定であるが、別家をはじめ、支配人在勤手代達の会議にし、主人の独裁を拒否している。又、千切屋一統（本・分・別家で結成していた「祇園講」の中においても、一門一統の団結と、結合の暖簾意識を醸成発揚すると同時に、一門の商業経営の在り方について規定し、経営上の研修会的な性格をもち、本家は勿論別家中の家業の経営の方

途が祖上に上り、家門繁昌子孫長久の観点から、本・別家間で論議された事は明らかである。

祇園講⁽¹⁴⁾

宝曆二壬申年

一、此度祇園講相企候議家門繁昌子孫長久之基無懈怠可相勤事

一、安永八己亥 三月五日

一、集會定日 九月六日

再度可興業候、不參無様可有集會候（中略）

一、自今以後此連中へ加り度人在之候共暖簾中~~之外~~、併~~併~~本家并末家より遂勤勞致別家候者有之候而入會望候ハバ連中相談之上落着次第たるべき事。

一、毎年集會之節ハ第一家業体之儀可申談候、尤商売之事ニ至ハ連中一統ニ差障無候様可相噺申事。

（中略）

右之通此度連中相談之上相定申候若及等閑候方在之候ハバ此人数之内相省可申候 以上

九月

とあり、祇園講の結成された宝曆二壬申年九月における規約であり、千切屋一統の永久繁昌を目的とする暖簾内同族意識によって結成されている。年に三月と九月の両度の寄合であつて、寄合の節は「第一家業体之儀可申談候云々」とあり、この祇園講を中心にして、本家はじめ別家の経営状態、或はその時における経済の動向等について報告ならびに研究が討論されたであろうことは疑いをはさむ余地がない。

- (1)(2) 千吉家所蔵文書。
- (3)(4) 「主従心得草」通俗経済文庫巻十二 三二九頁。
- (5) 「条目」柏原家の憲法ともいふべきものであり、家業経営上の根本規範となっている。宝暦五年に作製されている。
- (6) 「家内定法帳」享保二十一年正月の作製で「条目」の作製より十九年遡上る。柏原家最初の家憲である。
- (7)(8)(9)(10)(11) 柏原家所蔵文書。
- (12)(13)(14) 千吉家所蔵文書。

(ロ) 本家の内部的危機における別家の存在価値

商家の存続年代が長ければ長い程、すなわち、暖簾が古ければ古い程、その商家の家業経営の上には幾多の困難と危機が訪れたことは当然推察されるところである。

柏原家の場合も決してその例外ではなく、家業継承において、対内的事情のために危機に頻したこともあり、対外的事情によって家業が危殆に曝されたことも幾度か発見されるのである。

対内部的には相続を中心にした紛争問題或いは主人の素行を中心とする処置問題等である。

柏原家でも長い年月の間には、このような内部的な問題で危機は存在した。前者の相続問題は「家内定法帳（享保二十一年正月作製）や「条目」（宝暦五年作製）、或は「遺言」等よる、東西両店支配人や別家中への委任された権限の発動によって、その危機を脱し得たことは、既に述べて来たとおりであり、現在に至るまで、相続争いの文書が存在しないことによっても明かである。

しかして、相続者自身の素行を中心とする処置問題は、古い富豪な商家で、長い間には時に姿を現わし、一門一統を憂愁の坩堝に投げこんだのである。

江戸時代の営業は家業として行われ、家は永久に継続させるべきであるとの意識が、主人の素行の在り方を規制せしめたのは当然の帰結であった。「親苦・子業・孫乞食」とか、「三代目乞食」とか「唐様で書く三代目」といわれるように激しい浮沈の多い町人の世界、家業を潰す一因が主人の素行悪しきためにあった例は枚挙に遑がない。このような危機に際会した商家における別家への果した役割、別家制度の存在価値について、柏原家の残存資料「乍憚以書付申上候」によって明らかにして見るに凡そ次の如くである。

すなわち、七代目柏原孫左衛門は天明四年正月に、七代目相続人として、京都・江戸両店支配人ならびに別家宛に「御先祖様江御請書」の一札を出し「御先祖様御代々より被申残候条目并ニ御証拠文之条々承知急度大切ニ相守可申候自然法外成儀無是様何連共相談致可候」と誓約を入れているし、支配人ならびに別宅も七代目相続人提出のこの誓約書に基づいて、「御先祖代々より御遺言御証拠文之御趣御承知被為成則我等共江御請御一札御認メ被下置髓ニ奉承知候」更に「然ル上者何事ニ不寄万事京都店江戸店支配人并別家之者示合双方対談仕永久御相談出来仕候様大切相守可申候云々」と、相続が円満に行われたのである。ところが相続後の彼には、主人として、家業相続人として、誠に好ましくない非行が出て来たため、別家は「是全御先祖代々之御遺言ニ相背也」として、⁽⁴⁾ 主家を思い、主家家業の永続を希って、肺腑をもえぐるが如き、一大諫言が、江戸別家老分を中心として、別家中の名で行われている。その大要は次の如くである。⁽⁵⁾

一、「御当家元祖浅真様御代御元手甚少分」であったので、京都で小間物を少しづつ仕入れ、荷物をもって江戸へ自分自ら下り、持ち歩きの小商売をはじめられ、日夜粒粒辛苦の末、今日の基礎を作られ、代々の御先祖様は、御定法を遵奉され、以来繁昌を重ねて来たこと。そして六代目の御代に塗物店、紙店を増設したが、その努

力は筆舌につくし難い。今日安楽に暮せる身分になったのは全く御先祖様のお蔭に外ならない。それ故、御先祖様を大切に祭らねばならない。御先祖様を大切に祀るのは御家長久の政り事であると祭政一致の趣旨を強調し、第二に京都の豪商であり、御用達商人であった那波氏が衰亡の途を辿ったのは全く己の分限を忘れた振舞が幕府の禁忌に触れ、そのため「御大名様江御貸付金右御騒動不幸之故御返済滞り其上宇治橋新規掛替御難題」の幕府による大騒之御物入と忠義な手代がなかって主人に禁言するものがなかったためであると、他家衰亡の実例を引用し、「御店支配別宅之者共一統奉申上儀者御家御長久のみを奉申候儀ニ御座候此段宜敷御聞分」け、身持ちを慎んでいただきたい。

三、養子になっていられた源蔵様は「都而御身持甚不宜敷（中略）其節別宅支配人共内々数度御禁言奉申上候得共一切無御聞入」く、遂に相続者としては不適格であると追放されたが、貴殿はこれを参考にして御母榮寿様に孝養を尽して戴きたいと、親孝行を進言しているのである。

四、再び他家衰亡の実例を引用して身持ちを慎しむように諫言している。

「竹川殿儀本家者執別ニ而京大坂にも仕入店有之江戸表者木綿店、小間物店、紙店、酒店有之殊之外繁昌被致一旦は不軽勢ひ御店杯不及儀ニ御座候処段々繁昌ニ付旦那方奢り騒ぎ夫に付手代以下まで白ト奢り気移り、旦那江禁言申上候別宅迄も大夫役者杯呼入花美之沙汰ニおよび、大まいの店を無後形、旦那衆者当時勢州ニ逼塞被成、右仕合ゆへ別宅在勤之者ちかくに而せて一人御印之能ふ連んを張候もの一人も無御座敷ヶ敷事ニ候」と述べ、若しかりに、この様な主人の不品行があつたとしても、手代や別宅のうちに御禁言申上げるものがあつたら、今なお、家業繁昌され、支配人も別宅も不仕合にならなかつたのに、これは全くもつて御先祖かつは御仏神の御ば

つであつて誠に恐ろしいことでもあります。その外、近頃では江戸の本町伝馬町あたりの大商店で倒産される数多くの例も全く同じ理由のようです。何卒御先祖様の残された「定法」を堅く守つて永く家業を継承するように身持ちを慎んでいただきたい。

五、「貴君様（七代目孫左衛門）近年御内々御心得違之儀御座候趣承知仕猶当地（江戸店）一統心痛仕候に付何茂相談之上去冬源右衛門為差登暫在京仕候而御行跡御見受申上候処御内々之儀有之故毎日の様御他出被遊殊ニ御帰宅及夜更亦者翌朝御帰宅被遊折節者裏口より御出入被遊候儀茂御座候由（中略）御大切之御身分甚だ不養生ニ相成御短命ニ可被為成と京都江戸支配人別宅始々一統心痛仕候儀ニ御座候依之御内々之儀思召切被成下候様源右衛門様より御禁言申上候処御聞濟能思召切被仰出依之早速取行付可申所急ニ取行付候而者故障も有之由利兵衛（京都店別家）内々引受けくれ候ニ付源右衛門罷下り当春に至りさっぱり御行附御手切連に相成候旨承知左右方一統難有大安堵仕候」と、主人孫左衛門の心得違いによる家の危機に際会し、在勤者は勿論、別家一統が心痛のあまり、江戸より差し登せ、主人の素行を窺わせたところ、内々で外出され、朝歸りをされたり、時々は裏口よりこつそりと帰宅されたりしていられる。これらの素行は第一親不幸であり、且つ又、不養生は短命のもとであるから東西別宅一同心痛している次第である。そこで、源右衛門より「思召切被成下候様」御諫言申上げたところ、能く御聞入れ下さつて一統は有難く大安堵致しております。さて主人の不行跡に対しての後始末には「就夫先達而より右御内々御入金ヤ百兩（二百兩）当春御勘定之砌茂京都御店有金ニ帳合致有之江戸へ者内々作略致置候由利兵衛より委敷承り候、然者右御内々之儀御手切相濟候上者以来ケ様之儀無御座筋合」であると、手切金を支出する苦心を述べ、以後このようなことはしないように「ケ様之儀誠不益之儀と奉存候以来之処乍憚御慎み

被成下候様奉願上候」と禁言申上げている。而も「謙以高位高官之御方々ニ而も女ゆへ御家之御騒動も出来候と承候左候得者御禁言申上候」と、別家中は主人の非行に対し、否、柏原家の家そのもの、家業そのものに対する義務と権利すなわち、六代目より別家宛に残された遺言状の一節にある「末々万一法外成儀茂出来其節両店支配人別家之者共再三意見為申聞候（中略）何連江茂相任置候間永々店繁昌致候様取斗可致候云々」、の条文の履行によって、忠勤の誠を披瀝し、主人の素行の非を鳴らし、その善処を訴えている。

しかし、これらの諫言も役立たず、七代目は再度の心得違いをしたため、この一大諫言書の提出によって別家達は柏原家の永久相続を希ったのである。そして前述の如く遺言書による別家の権限行使によって、相続者たる七代目孫左衛門の起居、生活態度の非行を具体的に指摘制限する事項を挙げ、その実行を要望しているのである。「御内々の儀一旦御手切被遊候上ハ又候、手出し被遊候儀者御座有間敷、万々左様之儀御座候而者世間外聞にも不相濟儀ニ御座候、其儀者御承知之御儀と奉存候」と強硬な禁言をしており、「御用向にて御他出又者折々者御遊山に而御他出被遊候とも夜更ニ成御帰宅又者御夜泊り等不被遊四ツ（十時前）前迄ニ御帰宅被遊候様ニ以来奉願候、前文認候通竹川殿之様成も有之御主人之御身持不宜候時ハ自然と手代以下女共までも風俗移り安きよ（易き世）に御座候乍憚此段御勘弁奉願候兎角御主人之御身持御大切に御座候」と、今後は御用向で外出される場合は勿論、遊山に出掛けられる場合も、夜泊りの禁止、午後十時には帰宅していただきたいこと。竹川殿没落、即ち前者の轍を踏まないよう、主人として身持ちを正し、恥かしくない行動をとっていただきたいと願っている。このように主人の行動を具体的に制限しているのである。

六、七、において「世上共近年世柄悪敷諸商売向甚不景氣之時節」になり、余程努力しない限り、赤字決算に

なる有様であり、御店にとっても「来春御勘定之儀如何と奉存候何卒禁言左右奉申上候様」に願います。御店も近年の決算は年々不足になって、努力の甲斐もなく御気毒に存じますが、このことは、「京都前々清帳御読被成下候ハバ相分り申候」と業界の不況と、家業の不振、赤字経営の現状を認識していただきたいと申入れているのである。

八、九、このような現状下において、先祖代々の一年間における小遣高の荒増しを具体的にあげ、主人に見てもらって、その節儉生活を願っている。すなわち、

正覚様御年代分御遣高（五代目）

凡老貫八九百目

栄真様（五代目夫人）

凡老貫貳三百目

正真様御年代分御遣高（六代目）

凡貳貫目前後

栄寿様（六代目夫人）

凡老貫八九百目

貴君様近年御遣高（七代目当主人）

凡七貫目余

御えん様

凡式貫式三百目

右御遣高年々少々宛之甲乙者御座候得共大躰ならし仕り入御覽候」と、日常の小遣高を代々の先祖と比べ格段の相違のあることを認知して貰い、不況で赤字決算の恐れある「当時の御時節がらに御座候得べ御先祖様よりも御減少御依頼申上度筋に御座候得共御先祖様之御格式ニ而相済候様御作略被成下候様奉願候」と、小遣の縮減を要望し、更に子孫にとつては間違つた先例となり、家にとつても誠に困つた先例となる。御主人様には「江戸御店二年々相応之御勘定候上者京都御店少々不足仕候共年に二百兩、三百兩と不益ニ御遣ひ被遊候共左のみ不善様思召茂可有候也」と、強く主人の浪費、生活の態度の反省を迫り「今日御商売向に付相場高下又者難船等有之千金貳千金と御損失ニ相成」る場合も予想されます「縦少金成共不益に御遣い捨被遊候而者冥利恐敷」しく思われます、このことをよくお聞き分けて下さつて「御先祖之通御始末被成下候様奉願上候」と御先祖様同様の儉約、始末を訴えているのである。

十一、十二、においては、御公儀を堅く守り、御先祖様の祭祀を丁重に行うこと。「万事古来より御家風之通り、節儉を旨とし、華美遊芸を慎んでいただきたいとしている。特に幕府等に目をつけられ、御咎め等をうけられ、時と場合によつては御家ニ茂かかわり候儀等出来申候而者御先祖様江御申訳無御座外聞共不相済儀ニ御座候」と、主人の自重と御家大事を促しているのである。

十三、においては主人の古来からの役目である、飛脚出日毎の書状は、御先祖同様御自身で書いて「御懈怠」なきよう、更に店の主人たるものの義務として「御店御商売物其筋道御存知無御座候而者不相済儀ニ御座候」と、家業に対する経営の知識は充分に勉強し、持っているべきであり、常々留意していただきたい、としている。

十四、十六、は日常生活における禁言で、朝は「御機嫌窺」外出、帰宅は「御届け」を義母様にしていただき孝養專一に願いたい、更に奥方（御えん）様の御心労も察していただき「四ツ前途ニ御帰宅」のこと。夜更や酒宴は「第一御身の御養生ニ相成不申候」と、実にか家を案じ、家業と主人の身を案じた忠言となっている。

十七、これは主人たるものの奉公人使用の心得を述べたものであり、「御大家者御慈悲第一ニ御座候」とか、「分而も被召遣候者共ニ者御憐愍被加へ御召遣可被下候」「縦金銀を被下候斗リ御慈悲ニ茂無御座候」「平日煩等之節ハ万事御懇ニ御言葉を被添セ候時ハ如何斗難有可奉存候」「（主人）御帰宅延引及数度候時者ハ下人之くせとして影に而ハ御主人之讒言も可申ものに御座候」「平日之所御憐愍被差加へ御召遣被下候様御願奉申上候」と事細かに、奉公人の艱難な生活体験を通して、主人は召使には慈悲をかけ、いつくしんで使用することが大切であることを。「奉公人は寢伏を楽しみにいたし夜者我ものの様に存心能寝入、明日者難儀共不存心能起御奉公相勤候云々」と、丁稚奉公の難儀を訴え夜遅く帰宅されて、奉公人に迷惑をかけぬ様にして貰いたいと願っている。

十八、これは、主人の交友関係についての忠言である。すなわち、おりおり御相応之御遊山被遊可然奉存候」が、「日々御遊山重り候而者御保養に茂不相成却而御身之障」りになると思われます、衣食とても同様で、私達別家中は御主人様の御長命を願っておる次第、ところで、京都では御主人様の御付合はなかなか広く、中には「阿しき者を御連達被成候且那方も定而有御座と奉存候」から、そのような悪友とは自然と疎遠にしていたいただき、御交際を断ち切っていたきたい。正真様（先代で第六代目孫左衛門）は且那方の付合も遊ばされず「一統安堵仕罷在候ニ御座候」と、交友関係にまで言及し、忠告しているのである。

最後に、ここに申述べて来た事柄をよくよく御覧下さって、何れも御承知の上で御採用下さるならば、「御店

益々永久御繁栄被遊御店在勤之者は勿論御幕下之者共迄御蔭を以末長相統可仕と難有御儀奉存候」と述べ、家、すなわち、家業の繁栄、とりもなおさず一門一統の永久相統は一つにかかって御主人の一挙手一投足にあると訴えている。なおこれ等別家中の御主人に対する遠慮のない、忌憚のない御禁言は、御先代よりの御遺言により、若し、「右存寄趣意不申上候而者却而不忠」となると思われますので「懸案之趣」を書状によって申上げましたが、これ等のことから別家の私共が申上げましたように考えられては「御心底に相障可申御遺言之御由緒を以奉申上候、全御先祖様より御直々に御教訓被遊候儀と被御忠召御受得被成下千秋万々歳茂無限御繁昌被遊候偏奉願候 以上。」
「別家中」

とあり、別家中が本家主人の放蕩と浪費による、家業の危機に臨み、御先祖様より別家宛にいただいている御遺言状を楯にして、本家の永統を希い、忠節の誠を尽し、一大諫言に及んでいるのである。柏原家が今日に存続し、繁栄を誇っているのは、実にこの一大諫言書にある如く、主家を中心にして、忠義な別家が存在したその結果が然らしめたのであり、同じ京都の豪商であり乍ら、没落の運命を辿った那波家にしても、竹川家にしても、全くもって「能手代共有之主人江禁言之申立万事取始末致」す別家がなかったためであり、たとえ「旦那方御心得違御座候共手代別宅之内御禁言申上候者御座候ハ、随分御聞濟有之今ニ御繁昌」なされてあるべきものと、他家没落の原因の一つに忠誠な別家のなかったことをあげて、別家の存在価値の高いことを本文中で述べているが誠にその通りである。これは 千吉家の場合も全く同様であって、すでに家業相統のところ述べて通り、「家定」⁽⁶⁾によって、主人始め、主家の家族の者も、その行動が、家業に影響し、これを危機に陥し入れる怖れある時は、「諸事老分手代并当役支配人相談之上相定儀支配人より申出候儀ハ主人始家内不残違背有間敷事」とか、「若心

得違之儀在之候別家并手代中より無遠慮心付頼入候」とか「手代共申合意見を加へ可申候其茂不相用致我儘家不相続之品ニ相見へ候ハバ一家并別家中打寄相談之上為隠居名後見立家督譲り替可申候」と別家の存在価値が家意の中で高く位置づけられ、主人の自由奔放なる行動は、別家中の手によって抑圧され許されなかったのである。柏原家の遺言にも「諸親類ニ不構……京都江戸両店支配人並ニ別家中」が家業の相続の危機に際しては、最優先した権限をもち、家業を中心にした存在価値が認められ、確立されていたのである。

(1)(2)(3) 柏原家所蔵文書

七代目柏原孫左衛門「御先祖様江戸御請書一札之事」

(4) 柏原家所蔵文書「永々申残候証拠文之事」(六代目孫左衛門)

(5) 奉申上候写

「乍憚以書付奉申上候」

一、御当家先祖浅真様御代御元手甚少分之御事故、小間物類少々つ仕入江戸表江御自身御持歩売買被遊暑寒のおいとひなぐ日夜御辛勞御工夫を被遊御正統ニ御商ひ被遊思召結構ゆえ御仏神之御加護を以御運を開運次第ニ御商内高相増段々と御繁昌に相成誼ニ浅真様御仕似せ宣敷故と難有御儀奉存候依之御代々且那樣方浅真様御仕仰せ御遺言御用ひ被遊万事古風之御仕似せ手代以下茂御定法相守り出情仕儀御座候御代々年増御繁昌被遊正真様御代塗物店、紙店相増し中々筆紙ニ難書取御儀ニ奉存候御先祖様方嘸御満悦可被思召難有奉存候

当时御安業に御暮し被遊候茂全御先祖様方御蔭故と乍憚奉存候、左候得者御先祖様御代々御年忌御祥月御命日共御退夜より格別御慎ミ厚御仏前江御向ひ御念頃に御拜をとげられ可然御儀と奉存候 御先祖様方御大切に御政被遊候儀御家長久之御政り事と乍憚奉存候御先祖様浅真様より御当代貴君様まで七代凡百余歳御相統被遊京都大坂仕入先ぎ、其外諸国仕入問屋御格別出情被致仕入等聊無指支依之御得意方思召付能在勤之共勢イ能出情仕候ニ付弥々増御繁栄被遊ひとへに御先祖様御蔭且ハ御仏神之御加護中々御自力ニ及がたき儀と奉存候然上者弥々御仏神之御信心御先祖様御政無退転御修行被遊候はば御子孫御繁栄と難有奉存候御店御繁栄ニ付而在勤之者は勿論御出入方其外仕入先ぎ、迄御蒙御恵を相統仕儀廣大之

御儀ニ御座候此儀御勘弁奉願上候

一、那波氏様御先代大騒成御暮しにて諸大名様方江御金御用達被遊何御不足なき御身代御自由過候ニ付自と御奢り出御心得違之儀御座候由

御公儀様より御咎メ被為仰付久敷御遠慮被遊右ニ付諸大名様江御貸付金右御騒動不幸之故御返濟茂滞り其上宇治橋新規掛替御難題に被為仰付大騒之御物入被遊其節より彼是不都合被為成候由古人に成候老分之物のより承り伝へ候、又栄長様御繁昌之節折々御仰候者、盛り之砌能手代共有之主人江禁言之申立万事取始末致候ハハ、ケ程には有間敷時節とは乍存甚御残念之段被思召成、御心外ニ被思召候旨別宅共へ折々御咄被為遊御痛敷御志ニ奉存候貴君様ニ茂定而御聞伝被遊御内心ニ者嘸御心外可思召推察罷在候彼是御不都合に被為入何共御貴之毒千萬奉存候。御重縁之儀御店より追々大金を御取替被遊候儀ニ御座候乍憚當時何不足なき御身分ニ被為入候得者、ケ様之義御心付御勘弁之上御慎被成下候而御先祖様より御遺言残し被置候通京都江戸御店支配別宅之者共一統申上儀者御家御長久のみを奉申候儀ニ御座候此段宜敷御聞分御承知被遊可被下候

一、正覚様御妻子不被為有、源藏様御養君之思召ニ而幼年より御貫受被遊御妻子のごとく日夜御寵愛不淺段々御成長被遊一人御采みに被思召無程御家督御譲り可遊被処風と御中風之御病被為成何不足なき御身分御不自由に被為成奉御見上候茂御痛敷御儀ニ奉存候源藏様段々御成長之御儀物の御弁へ被遊正覚様御病中之御儀取分ケ御心を被為休メ候様御介抱可被遊之処都而御身持甚不宜敷就夫正覚様甚御苦勞被遊日夜御心を被為痛候故御病躰一入御勝れ不被遊猶以御痛敷御儀其節別宅支配人共、御内々数度禁言奉申上候得共一切無御聞入依之正覚様以外御腹立被遊思召ニ不被遊御叶終ニ御不縁ニ被為成候、御孝心之思召御座候ハハ御家督結構御相続可被遊御不孝致故今以御運茂御開き不被遊御難渋被遊候御様子御貴之毒ニ奉存候、那波様御先代之儀且源藏様御始末申上候儀甚思入候得共是等之義御勘弁被成下栄寿様江御孝心被遊候様奉願采寿様御儀何より御満足に可被思召御儀と乍憚奉存候

一、竹川殿儀本家者執別ニ而京・大坂にも仕入店有之江戸表者木綿店小間物店紙店酒店有之殊之外繁昌被致一旦は不慥勢ひ御店扱不及儀ニ御座候処段々御繁昌ニ付且那方奢り騒ギ夫ニ付手代以下まで目ト奢り氣移り且那江禁言申上候別宅迄も大夫役者扱呼入花美之沙汰ニおよび大まいの店を無_二後形_一、且那衆者當時勢州ニ逼塞被成、右仕合ゆへ別宅在勤之者ちかくニ而せめて一人御印之能ふ連んを張候、もの一人も無御座敷ケ敷事ニ候縦且那方御心得違御座候共手代別宅之内御禁言申

上候者御座候ハハ随分御聞濟有之今ニ御繁昌可被成処支配別宅迄自分之事を己心掛終ニ旦那之御不仕合ニ相成、手代共其身者面々住家ニまよい候様に相成候も御先祖且つハ御仏神之御ばつと愚敷奉存候
其外近代本町伝馬町辺大商店向仕廻店之多く候是以同様の儀と相察貴之毒ニ奉存候、既ニ御定法にも近年手代以下心得違に而其主人方難渋ニ被_レ及_レ乍_レ余所一歎ケ敷事ニ候手前店之儀者古來定法之通堅相守届へに永く被置候茂、ケ様之儀被察シ永ク被為置候儀奉恐入候。

一、貴君様近年御内内御心違之儀御座候趣承知仕猶一統心痛仕候ニ付何茂相談之上去冬源右衛門為差登暫在京仕候御行跡御見受申上候処御内々之儀有之毎日之様御他出被遊殊ニ御帰宅及夜更亦者翌朝御帰宅被遊折節者裏口より御出入被遊候儀茂御座候由第一栄寿様ニ者ひとかたならぬ御心労被遊御母様ニも御同様之御儀と奉察上候御大切之御身分甚御不養生ニ相成御短命ニ可被為成と京都、江戸支配人別宅始メ一統心痛仕候儀ニ御座候依之御内々之儀思召切被成下候様源右衛門様より御禁言申上候処御聞濟能思召切被仰出依之早速取行付可申所急ニ取行付候而者故障も有之由利兵衛内々引受くれ候ニ付源右衛門罷下り当春ニ至り、さつぱり御行附御手切連ニ相成候旨承知左右方一統難有大安堵仕候就夫先達而より右御内々御入用金ヤ百両当春御勘定之砌茂京都御店有金ニ帳合致有之江戸へ者内々作略致置候由、利兵衛より委敷承り候然者右御内々之儀御手切相濟候上者以来ケ様之儀無御座筋合右ヤ百両は京都ニ而作略致方無之間江戸表より差登申様利兵衛殿事訳被申候ニ付右之金子為差登申積り相談相極め申候ケ様之儀誠不益之儀と奉存儀、以来之処乍憚御慎ミ被成下候様奉願上候謹以高位高官之御方々ニ而も女ゆえ御家之御騒動も出来儀を承候左候得共御禁言奉申上候儀御聞濟被成下思召切遊候段難有奉存候然上者其後御他行被遊候とも御両君様之御心遣不被遊候様御早ク御帰宅可被下処毎以御同様之御様子ニ承り候此儀乍憚御心得違と奉存候御内々之儀一旦御手切連被遊候上へ又候手出し被遊候儀者御座有間敷方々左様之儀御座候而者世間外聞にも不相濟儀ニ御座候、其儀者御承知之御儀と奉存候御用向にて御他出又者折々者御遊山に而御他出被遊候とも夜更ニ成御帰宅又者御夜泊り等不被遊四ツ(拾時)前迄ニ御帰宅被遊候様ニ以来奉願候前文認候通竹川殿之様成も有之御主人之御身持不宜候時ハ自然と手代以下女共までも風俗移り安きよ(易き世)に御座候乍憚此段御勘弁奉願候兎角御主人之御身持御大切に御座候。

(中略)

一、御先祖之旦那方年シ分御遣方高荒増左相印入御覽ニ候

近世京都商人の別家制度(二)(足立)

正覚様御代年分御遣高

凡壹貫八九百目

栄真様

凡壹貫貳三百目

正真様御代年分御遣高

凡貳貫目前後

栄寿様

凡壹貫八九百目

貴君様近年御遣高

凡八貫目余

御えん様

凡貳三百目

右御遣高年々少々宛之甲乙者御座候得共大躰ならし仕り入御覧候

一、右御遣高荒増入御覧ニ候先祖旦那様方相応之御遊山御見物所へも被為入候御儀ニ御座候当時御時節がらに御座候得、御先祖様よりも御減少御頼申上度節ニ御座候得共御先祖様之御格式ニ而相濟候様御作略被成下候様奉願候御子孫方御代々ニ至候共御先格を申上ルにおいてハ御違背被極聞敷と乍憚奉存候江戸御店ニ年々相応之御勘定出来候上者京都御店少々不足仕候共年々二百兩三百兩と不益ニ御遣い被遊候共左のみ不善様思召茂可有候也、今日御商売向ニ付相場高下又者難船等有之千金貳千金と御損失ニ相成候儀時節ニ出来無是非儀を奉存候、縦少金成共不益に御遣い捨被遊候而者冥利恐敷奉存候

此段宜御聞濟被遊御先祖様之通御始末被成下候様奉願上候。

一、御公儀様御法度之儀者不及申上ル堅御慎ミ可被遊候。

（中略）

一、飛脚出日毎御書状御先祖様之通御自身御認メ被遊御懈意被下問敷候并御店御商売物其筋道御存知無御座候而者不相濟儀

ニ御座候 後々御心置御説被遊可然と奉存候売買欠引之儀者双方支配人仕候儀ニ御座候。

一、榮壽様江毎朝御機嫌御窺ひ被遊御孝心專一ニ奉願候聊御心遣ひ不被遊候様御心掛御孝心專一と奉存候乍憚御儀利相茂被為有候得者別而御大切ニ御取扱被遊候様奉願上候。

一、御他出御帰宅共榮壽様江御届ケ被遊候様成下候ハハ猶以榮壽様御満足ニ可被思召様奉存候

一、御他出被遊候共御帰宅御延引ニ而モ榮壽様始御えん(延)様御心遣被遊猶又被召遣候者迄も難儀ニ御座候其段御察被遊夜者四ツ前迄ニ御帰宅被遊候様御心掛被遊可被下候夜更候而御酒宴第一御身之御養成ニ相成不申候。

一、御大家者御慈悲第一ニ御座候 分而被召遣候者共ニ者御憐愍被加ヘ御召遣可被下候縦金銀を被下候斗り御慈悲ニ茂無御座候 平日煩等之節万事御懇ニ御言葉を被添せ候時ハ如何斗難有可奉存候 御他行被遊候而適々御帰宅遅れ候共影ニ而誰

一言茂申もの無御座、都而今日者御苦勞様之御儀と相察し罷在候、又御帰宅御延引及数度候時者、下人之くせとして影ニ而ハ御主人之讒言も可申ものに御座候 家内後く而殊ニ伏候時分御帰宅被遊候時ハ何茂かず之様ニ存じ分而難有とも存間敷候 得に奉公人は寢伏を楽しみにいたし夜者我がもの様に存心能寝入明日者難儀共不存心能起御奉公相動候則御憐愍

之相願建且は御家之御祈祷可相成前夜主用にて夜更候とて朝寝も不相成適々御來客等ニ而夜更候儀者世間ニも間々之有儀聊苦勞共存申間敷候平日之所御憐愍被差加ヘ御召遣被下候様御願奉候

一、長之歲月格別御氣結被遊候而も都而却而御病氣も出候間おり御相応之御遊山被遊可然様奉存候日々御遊山重り候而者御保養に茂不相成却而御身之障リニ可相成と乍憚奉存候御衣食共右ニ準じ候儀と奉存候 兎角御長命を祈御儀ニ御座候

江戸表と違ひ京都ニ而者且那方之御付合多く中ニ者阿しき者を御連達被成候且那方も定而可有御座と奉存候 左様之御方

くには自ら御疎遠ニ被遊候様御心置被成下度奉願候正真様御儀都而且那方御付合不被遊一統安堵仕罷在候儀ニ御座候 右前文之趣得と御披見成下何茂御承知之上御用ひ被成下候ハハ御店益々永久御繁榮被遊御店之在勤之者は勿論御幕下之者

共迄御蔭を以未長相続可仕と難有御儀奉存候 前文之趣思召之程如何ニ恐入奉存候得共存知之儀無遠慮御禁言奉申上候様御先代より御遺言狀頂戴罷在右存寄趣意不申上

候而者却而不忠に相当り依之思召も不願懸案之趣相認メ奉申上候此儀私共より申上候様被思召候而者御心底に相障り可申御遺言之御山緒を以て奉申上候全御先祖様より御直々に御教訓被遊候儀と被思召御受得被成下、千穉万々歳茂無限御繁昌

被遊候様備奉願候 以上

寛政四歳子八月

別家中

柏原孫左衛門様

(ハ) 本家の外部的危機における別家の存在価値

本家家業経営における管理についても、又本家家業における危機のうち、その内部的要素による危機における別家制度の存在価値はすでに明らかにしたところであるが、本家の家業が、内部から自ら招いたものではなく、外部の要素、第三者の手によって危機に見舞われることも、長い家業の歴史のうちには幾度か姿を現わしたのである。すなわち、長い家業継承の過程においては、人力で如何ともしがたい天災地変の来襲、或いは人為的に、時の為政者、すなわち、封建支配者たる幕府や諸大名の重税と苛斂誅求のため、時には両者が一体となり、世情不穩或いは不況の姿で襲来し、商家の家業経営を収奪の税源とするが如き場合がままあった。これらはまさしく外部的要因が家業経営を危殆に傾せしめたものといえるであろう。しかしかかる危機に臨んで京都商人が如何なる体制をとり、これが突破のために如何に努力を傾倒したかについては、実に涙ぐましい事実の跡が見受けられるのであるが、その詳細なる対策については論稿を改めることにし、ここでは、別家制度の存在が大いに力を發揮し、本家家業の存続に役立ったかという事実についてののみ明らかにしたい。たとえば柏原家では、その長い封建社会下における家業の経営面で、外部的要因による危機が頻発しているのである。しかし、その度に、別家中の手によって非常事態宣言とも称せられるべき、柏原家「儉約令」が発令され、家業経営は勿論、同族一門暖簾内すべてのものが一体となって、その規約によって、日常の衣食住全般が拘束されているのである。ここに京都商人の細心周到、且つ、堅実な経営形態の特徴を遺憾なく發揮していると言い得るのである。しかして、かかる消極的ではあるが、きめ細かな経営方針を打出したからこそ長く暖簾を維持し、家業の永続を図り得たといつて

も過言ではないのである。この非常事態宣言としての「儉約令」こそ柏原家が何故永続し、かつ、繁栄したかの疑問に解答を与えて呉れる解答書の如きものである。その儉約令の最も古いものは、寛政九年十月に出されたもので、以来明治維新まで七十一年間に前後十一回にわたる儉約令が出され、しかも一つの儉約令遵守期間が三年となつてゐるところから、七十一年間のうち三十三年間は、儉約令の期間内にあつたので、如何に別家中が本家を守り、本家家業の継承永続のために、細かく厳格な規定でもって努力を傾倒したかが窺えると、同時に、別家の手による本家の経営管理が周到で緻密であつたかを如実に知り得る。

次に実施された天保五年甲午三月の儉約の例をあげ、別家の果した役割を見ることにする。

天保五年甲午三月

儉約

江戸出火ニ付

天保五年甲午二月七日午刻外神田佐久間町より出火折節西北風烈所々江下飛火忽火弘北者浅草見付南中橋、東两国広小路新川靈岸嶋八丁堀鉄砲州此辺御大名屋敷不残焼失凡巷里余横巾式拾丁、或拾四五丁焼失翌八日卯刻漸々火鎮リ右為知十一日夜五ツ過到来 又候九日申半刻日本橋檜物町より出火南風強く、大火ニ相成通り四丁目迄凡四丁四方程焼失、右為知三日半切十四日朝七ツ時到着、又候十日午刻丸之内御屋敷松平伯耆守様より出火折柄西北風強大火に相成、丸之内御大名衆式拾ヶ所計焼失夫より、上楨町銀座式丁目式ヶ所江飛火 双方江焼弘通竹川町迄木挽町不残、築地御門跡其外浜手御屋敷不残夫より脇坂様仙台様御屋敷ニテ火鎮まり、大小名方凡四拾ヶ所計焼失町巾凡式拾丁長サ巷里計焼失 右為知四日限十五日朝七ツ時刻着、不寄存大変引続三度之

出火 剩塗物御店、紙御店並に御抱屋敷五ヶ所別宅中拾老軒類焼不軽大騒動大難決絶言語候、取訳秋已来より米穀大高直百五拾目位ニ相成其外野菜物ニ至迄高値ニ付東西共取メ諸事三ヶ年之間為帰服急度相慎可申候事、則取締方左ニ、

と、天保五年三月に、三度にわたる江戸の大火に「塗物御店、紙御店、並ニ御抱屋敷五ヶ所、別宅中拾老軒類焼」し、その被災額は膨大な額に上り、「大騒動大難決絶言語候、取訳米穀大高直百五拾目位ニ相成其外野菜物ニ至迄高値」云々とある如く、柏原家にはもつての外の「不存寄大變」であり、しかも外的事情による、家業上の一大危機に見舞われたのである。そこで天保五年より三年間、堅く節約をすることを一決した。この「定」は、京都商人の特徴をも遺憾なく發揮しており、きわめて微細な所にまで、衣食住の節約を規定しており、家業経営を知るために極めて貴重な資料である。その主要と思われるものを拾って見るに、

まず居住制限としては

一、火之用心第一の事

一、普請一切無用無抛修覆者其節相談ニ可及事

一、東西別宅中御利足並ニ役料在勤之者給銀利盛等諸事半減ニ御願申上候得共此儀江戸表江相談之上御願奉申

上候事

として、一切の普譜を禁じ、給料、利盛の半減によって、生活及び、居住制限による支出を押えて、本家の経済的打撃の回復につとめている。

次に食生活の儉約に至っては、実に厳しい制限を加えて節約しているのである。

一、御三公様ニハ格別、家内之処朝晩粥之事。昼菜格日に可致事、尤菜日ニ汁無用

一、平日家内禁酒同様ニ可致候事、

但シ五節句者酒出し候事着一種限手輕ニ取計

尤昼者礼者も有之事ニ候得者夜ふりかへの事。

とあり、如何に徹底した食生活の制限を行い、食費の節減をしたかが窺えるであろう。

京都商人の食生活が質素を極めていたことは俚謡に、「三条室町聞いて極楽居て地獄、おかゆをかくすながのれん⁽²⁾」とあるが、そのいわゆる「京の朝粥」にとどまらず、晩も粥をすすったのであり、昼は、一汁と一菜が隔日のおかずであったことから、全くの飢餓的節約によって、家業の痛手の回復につとめたといつて過言ではなかつたのである。ついで、

住の生活節約については、

一、風呂五日一度宛可致寒中も同断暑中者心得之事、

一、炭薪精々気を付可申事、

一、御蛭子講御神事共御親類様、山守殿たり共堅く御断申上候、尤御招之代り御肴被進候儀も御儉約中御見合

ニ御願奉申上候事。

等々、実に細かな制限規定によって節約したのであり、柏原家の風呂立の日は更に規定を設け、「一、奥向風呂立之日ハ早朝より水汲置可申候事」とか、「店向風呂立之日は昼後より炭焚始メ七ツ時分迄湯沸之様可致候暮六ツ半頃湯落し之様相心得可申候云々」とか事細かに制限し、更に炭と薪の節約については、

一、消炭之義ハ冬分火鉢用ニ遣い候間、平日心懸捨て不申様致シ、溜り候ハバ干上ケ叮嚀ニ片付置可申事、
一、前々よりたき付柴ハ遣イ不申筈ニ候間毎年木造り之砌かり落しのけ置候木の葉を沓ケ年たき付ニ用い候様
相心得候事

とあり、実に儉約きわまる生活態度の徹底には、まことに一驚に価いするものが見受けられるのである。

主人の生活制限も敢しく、主人の医療費すら「一、御三公様御療治之節、泰亮様にて御仕舞被成下度、渡辺、市川、右暫々御断之事」とあり、節約への決意の程が窺われる。或は又、「一、諸寄進合力事御儉約中堅く相止め可申事」「代々御執行長谷寺御開帳之儀御儉約中御延引之事」等主家の生活の住の面における儉約が見られる。最後に衣の生活面についても、従来の華美は許されず、特に主人一族への衣服の節儉が次の如く規定されている。

一、御三公様 呉服屋

小間物屋

右是迄精々御慎被下置難有奉恐入候、時節柄之儀ニ御座候得バ三ヶ年御儉約中之処成丈御手輕ニ御願申上候事。と規約にうたつて、儉約期間中、主人側の被服費の節減を要望して、京の着倒れ的な面を抑えて出費を防止し、家業の建直しを図っているのである。以上の諸規定はその一、二の例であり、本家家業の危機に臨んで、惣別宅中が一家一門に儉約規定を設け、主人は勿論丁稚に至るまで一致協力して家運の挽回に努力しているのであり、周到かつ細かな京都商人の家業経営の特徴、殊に危機に臨んで惣別家中の活躍と存在価値を明らかにすることが出来るのである。

次にあげた表は、儉約令の実施された年代と、実施の理由である。

儉 約 令

西紀	日本年紀	実 施 理 由
1797	寛政 9年10月	寛政の改革（兼損令）による経済界の混乱
1806	文化 3, 3	江戸出火により、塗店、御袍屋敷10ヶ所、別宅12軒類焼
1813	文化 10, 11	膨大な御用金を幕府に収奪された（本・別家共）
1817	文化 14, 5	同上 継続
1820	文政 3, 3	同上 改正 継続
1829	文政 12, 5	江戸出火により、塗・紙両店、御袍屋敷7ヶ所、別宅過半類焼
1834	天保 5, 3	江戸出火により、塗、紙両店、御袍屋敷5ヶ所、別宅11軒類焼
1842	天保 13, 5	天保改革に伴なう不景気
1859	安政6	不景気・インフレーション・大地震・火災・黒船来航・世情物騒
不明	不 明	同上
1868	慶応4	不景気・インフレーション・火災・黒船来航、世情物騒

(1) 江戸時代最も怖れられたのは火事であり、「地震」「雷」「火事」「親」の俚諺にうたわれているが、商家の家憲、家法の中にこの一条のないものはないといつてよい位である。殊に京都の商家の習俗として「本家より出火したる場合は、別家にて責任を負うたのであり、従つて別家は本家の隣に大抵あつた。

(2) 明倫誌 二二二頁。

（3） 柏原家所蔵文書による。

七 本家の別家後における恩愛と致富

（一） 本家の別家に対する恩愛と生活援助

本家と別家の關係が、封建的な主従關係によつて結ばれ、主従は三世の契りの意識により、その墓所一つにするのが近世商家の一般的慣習であり、千切屋一門も寺町通り二条下ル妙満寺境内に、その姿を留めており、柏原家の場合は、西大谷の墓所に、柏原家先祖代々の法石を中心に左（京都店の別宅及在勤中の物故者）右（江戸店同前）に本・別家がその墓所を共にしている（柏原家では高野山奥院にも同様のものが在る）のである。このような主従意識は、先に述べたように柏原家の代々の遺言で「京都・江戸両店に幼少より取仕店支配役迄相勤首尾能別家為致候者共並ニ在勤之者共者私子茂同前ニ候」⁽¹⁾である如く、主家の恩愛、本家の別家に対する愛顧の度合は極めて深いものがあり、それだからこそ、家督相続の如き、家にとつて最重要事項ですら「諸親類ニ不構」⁽²⁾別家に後事を托したのである。又、別家は本家に自己の蓄積した金銭を本家に預け、本家の家業の資金として利用して貰い、その利息を稼いでいた事實は、柏原家天保五年甲午三月の儉約規定の中に、

「一、東東西別宅中御利足並ニ役料在勤之者、給銀利盛等諸事半減ニ御願申上候云々」とあることによつて明らかである。

千切屋の場合も全く同様で、別家が本家より融資を受けたり、本家に預けて有利にまわして貰っているのである。

〔例一〕 千吉家第六代貞暁の時代で、享和二年に別家した五兵衛が、在勤中に、店から相当の融資をうけ、別家の際し、差引勘定（別家手元銀並資料）したものである。

覚⁽³⁾

店 五兵衛（享和二年別家）

〔寛政七卯年より享保四年子春まで

一銀 三貫四百六拾五匁一分 当座貸入高

内銀 四貫三百匁 元手銀

又銀 五百匁

又金 拾五兩 代銀 五百五拾貳匁五分

三口合 五貫七百貳拾貳匁五分

前貸差引而

貳貫貳百八拾七匁四分

此金 参拾六兩也

享保四年子正月八日相渡シ皆済せしものなり

〔例二〕 覚⁽⁴⁾

〔天保十二丑 六月改 千切屋 五兵衛

元銀文政寅三月五日入

一、銀五貫目 二朱（利足）

近世京都商人の別家制度（二）（足立）

天保丑七月閏月廿日

卯七月

銀百四拾目

銀百貳拾目

丑十二月

卯七月二十一日

銀百貳拾目

又貳拾匁五分貳厘

寅七月

此方より 五貫目借付

銀百貳拾目

利足出入なし

嘉永庚戌八月廿九日此方預り証文戻し、夫故預ヶ置ク証文も戻す双方出入なく相済み、

例二は別家五兵衛が本家に年利率二朱の利息で本家の家業経営資金として預かって貰い、半季毎に、元銀五貫目の利息銀百二十目を受け取り、嘉永に至って清算した例である。

〔例三〕 本家と別家千切屋清兵衛が互に資金の融資を行っている例である。

文政十一年子 五月

千切屋 清兵衛[㊦]

金請取通⁽⁵⁾

御本家御店

五月九日

一、金貳百五拾兩 受取[㊦]

十月 晦日

内金 五拾兩渡也[㊦]

十一月十八日

内金 百拾兩渡也[㊦]

十一月 晦日

内金 五拾兩渡也[㊦]

ノ式百五拾兩出入なし。

丑七月廿六日

一、金五拾五兩 請取

八月二日 渡

八月二日

一、金百兩 かし

八月六日請取是迄出入相済

丑九月八日

一、金三拾兩 かし

これは、本・別家間の取引上の貸借関係であると思われる。このように本・別家は互に融資し合って経済上強く堅く長く結合していたのである。

なお別家に対する融資については柏原家においても、巨額の大金が貸付けられている。

⁽⁶⁾
定 (京都店の場合)

近世京都商人の別家制度(二) (足立)

一金五百兩也

別宅申附候節拝借高

右者三ヶ年之間置銀其翌年より年々拾五兩宛無相違返納可致事

右之趣今般相改候上ハ自分勝手申立取斗致候堅無用ニ候

万々一右の格合於相背ハ其時之筆頭并支配人たり共退役可申附候猶末々ニ迄茂相違無之様急度相守可申候為其
依而如件

柏原孫左衛門 印

文化九年申六月

京都店出勤別宅中江、

表書之通五百兩と相定候得共当所之儀者振合茂有之候得者三百兩拝借いたし、式百兩は容易に拝借相成不申候
無拗筋合茂有之候ハ、双方相談之上別段願相立可申候事、

文化九申年六月

御墨附

一書

但し別宅被仰付候節

拝借御書物手付無用

定⁷（江戸店の場合）

一、金六百兩也 本町店より別宅申附候節拝借高

「以下同文」(年々貳拾兩宛返納)

文化九年申六月

柏原孫左衛門 ㊦

江戸出勤別宅中江

定

一金貳百兩也

右拝借之儀容易ニ願出候而茂聞濟不申候万万一家名相統難相成儀等有之候節 東西老分中得と相談之上相願可申事、向後依怙之及沙汰候儀兼而相戒可申末々迄茂問違無之様急度相心得可申事為其今般相改申渡候条而如件

文化九申六月

柏原孫左衛門 ㊦

江戸出勤別家中江

これ等の文書は、別家設立の場合に貸付けた巨額の大金であつて、二十年乃至三十年賦で長期返還せしめているのである。

これ等は経済上の本家の別家に対する融資或は貸付或は取引等における恩愛であるが、別家が自分の家職で苦境に陥入つた場合は勿論、本家がその背後に立って、その苦境の救援に努力したのである。次の例は千吉家の場合である。

「証文」

近世京都商人の別家制度(二)(足立)

当山流修験者御装束所之儀其元殿方ニ相限候儀兼而御公儀より御触流御座候而承知仕罷在候処手代共心得違仕遠国より上京之修験中旅宿江罷越、毎ニ右装束類拵売渡候故折々御察調御請候ニ付御触通急度相守可申之処無其儀誠去丑七月又々御触流も在之其節其元殿よりも尚又心得違無之様入念御申聞被成候段乍承知仕、又候當年も前同様装束類売渡候処、此度醍醐御殿江達御聞既ニ御公儀様江御届も可被成旨 私町分江預御届驚入存候何分重々不埒之段一言之申沢茂無御座候得共何卒格別之御了簡を以穩便ニ事済仕候様段々御頼申入候処御承引被下私共ハ勿論親類一統忝仕合存候、然ル上者已後当山流修験装束類拵売渡候儀堅仕間敷候為後日一札仍如件

文政元寅七月

室町三条下ル町

当山流修験装束類所

千切屋清兵衛 ㊦

脇坂善左衛門殿

室町六角下ル町

証人 千切屋源助 ㊦

右前書之通相違無御座候清兵衛儀重々不埒之義仕候ニ付此度於御殿御聞済も難成之処其元殿御取成以穩便ニ事済仕於此方も致大慶候然ル上者已後急度申付置紛敷儀堅為致間敷候依而奥書如件

本家 千切屋吉右衛門 ㊦

右の訛証文によって明らかになく、別家千切屋清兵衛は、当山流修験装束専売の特権を持っている脇坂善左衛門の専売権を二度まで侵害し、遠国より上京して来る修験者の宿泊所にまで売込みに行き、右装束を作ったため、役所に訴訟され、身分町内預けの危険に曝されたため、一門の者が、殊に本家が、訛証文の、奥添書を認め「然上者已後急度申付置紛敷儀堅為致間敷候」と、別家清兵衛の今後の商行為に間違いを犯さぬよう保証すると

共に、本家として、その連帶的責任を明記して事件の落着をはかっているのである。これ等は、本家の別家苦境救援の恩顧である、かかる一体的意識があつてこそ、本・別家間は主従的情誼と意識によつて、永く結合したのであつた。

つぎに、別家の致富についてであるが、宮本又次博士が、「多年勤勞せる間に、番頭以下のものは、別に給料としてはなけれど年々主人よりも手当として貰い受くる三貫目乃至五貫目位と別に屋敷より扶持方又は附け届等の不時の収入あるのみならず、番頭始め、手代の如きに至つては元服して三年を経過すれば、特に五貫目を年々無利息にて借受けらるるの便宜を有するを以て、これを其儘に主人の屋敷貸附金の中へ加入して貰い以て追加の利殖を計る事なれば、彼と是とを合計すれば、其別家する日に当りては、既ニ莫大なる資産を作り云々」述べている。大なる両替屋の通勤別家は各蔵屋敷に出入して役徳があり、半季毎に店の利益配当をうけ、これを自己の当座に繰り入れ、半季毎に経費を下手に命じて送附せしめる利益があつたのである。かかる別家は本人一代のみならず子々孫々に至るも独立營業をなさず、またその主家に子畜(子飼)奉公を出し、その代数又は功績によつて一別家・二別家と甲乙を附せられ、利益配当に際しても純益中より積立と主人の手当金とを控除し、残余を一別家・二別家の順序によつて利益を配当したものである。或は四十一才以上を本別家として利益の配当に与らしむるもの、それ迄は『仮宅』と称して、ただ節季の費用を本家より支給するに過ぎざるものもあつた。⁽⁹⁾

と述べ、別家、特に通勤別家の生計について論じていられるが、千吉家の場合でこれは大正十年三月十日、株式会社への転換にあたり、従来の慣習を整理した要綱によれば、次の如く規定している。⁽¹⁰⁾

一、暖簾家名を毀損せざること

二、利益処分

純益ヲ前期繰越ト合シ二分シ

一ヲ後期繰越トナスコト、一ヲ左ノ通り処分スルコト

四割五分を損害消却ニ充ツ

五分ヲ今後ノ貸滞消却準備金トナス

一割ヲ資本準備金トシ積立

二割ヲ店員賞与金ニ充ツ

二割ヲ株配当ニ充ツ

三、資本金ハ六千株ニ分ケ三分ノ二以上主人其配当ヲ取得ス。三分ノ一以下ヲ店員ニ与エ其ノ配当ヲ差遣ス。

但シ退店者ハ持株ヲ主人ニ返還ス

（中略）

五、爾来ノ店員積立ハ切捨抹消セス（以下略）

六、今後ノ積立ヲ乙トシ、賞与金ノ三割ヲ積立ツ。利息ヲ附スルコト。七分ヲ手渡ス。

七、別宅料ハ在店中引出セザルモノトス。

（以下略）

これ等により、従前の在勤者の積立制度のおよそを推測出来るのである。

柏原家では「儉約令」⁽¹⁾で別家の積金（本家へ預托した金）の利息を儉約中は半減することを申出ていることか

ら、同様の積金や、本家家業資金に預托して、その利益の配当に預かって本家と不可分かつ不離一体の生活を立てていたといっても過言ではないのである。

- (1)(2) 柏原家所蔵文書「永々申残候証拠文之事」
- (3)(4)(5) 千吉家所蔵文書
- (6)(7) 柏原家所蔵文書
- (8) 千吉家所蔵文書
- (9) 大阪大学、「経済学第二巻第二号」、宮本又次氏「商家の別家について」六〇頁
- (10) 千吉家所蔵文書
- (11) 柏原家天保五年申午三月「儉約」文書による

(二) 通勤別家の定年制と老後の保証

独立別家の場合は、それぞれの経営を、自己の商才により、本家の暖簾を背景にして活躍し、生計を立てたであらうことはいうまでもないが、生涯を主家の通勤別家で終るものに対して主家では、その生活を保証したことは勿論である。柏原家の例では通勤別家は普通に六十才まで通勤し、在勤したものと考えられる。例えば弘化四年四月、近江屋儀右衛門は六十一才につき、「勤店退役」を仰付けられ、文久元年四月には新兵衛がやはり六十一才で「勤店退役」を仰付かっているのである。両者の文書から考察すれば柏原家では一種の出勤別家の停年制が規定され、実施されていたものと考えられる。その実例をあげるとおよそ次のものであった。

弘化四年丁未四月

勤店退役承仰候ニ付

近江屋儀右衛門

御口達御目録入

六十一才ニ付

口達⁽¹⁾

一、店出勤可被致勝手勤事

尤無抛用向有之候節ハ言伝可被申候事

一、例年清帳之節ハ立会可被申候事

一、別宅連状名前相除候事

一、剃髪之義被致勝手候事

右者其元殿旧来勤功ニ付今般目出度申渡候依之別紙の目録之通遣し候幾久可致祝納候 以上

儀右衛門殿

孫左衛門

即ち、店表への勤務は、自由とし、但し、毎年の決算勘定の時には、立会うこととし、別宅連状の名前は取り去って、当面の責任からは削除すること。更に剃髪入道し俗世間から隠遁することも自由であること等を定年退職の規定にし、定年迄、目出度勤め上げた事を祝福し、更に職を退くにあたっての祝金を贈与されたのである。

目録⁽²⁾

金子 拾五兩

以上

弘化四未四月

儀右衛門殿

孫左衛門^(印)

目録⁽³⁾

金子 拾五兩

以上

文久元西四月

新兵衛殿

孫左衛門^(印)

なお新兵衛は長命であったのであろう。七十才になってからは、店の用談の時には店まで駕籠にのって出勤してよいこと。(普通は五条大橋からはどんな場合でも、駕籠に乗ることは出来なかった)又、翌年の勘定期から拾兩ずつ年金を支給して貰うことを目録を受領している。即ち、

目録⁽⁴⁾

其元殿七十歳相成被申候付先格之
通用談之節駕籠ニ而可被致出勤
尤来成年勘定之節より金拾兩づつ
可被致祝納候 以上
万延二年酉二月 孫左衛門 印
新兵衛殿

かくの如く柏原家では、退職慰勞金、毎年の店からの支給金や御惠金、或いは店預け金の利子によって別家の老後の生活が保証されていたのである。

(1)(2)(3)(4) 柏原家所藏文書。

八 別家間の相互扶助

本・別家間が、本家の恩愛に対する別家の忠誠という形で、封建的主従関係にあり、死後もその墓所を共にするといった深い暖簾意識によって固く結ばれていたのであるが、別家相互間でも、やはり一門一統の暖簾内意識

によつて堅く結ばれ、筆頭別家差配の下に、本家及び本家家業は勿論、別家間の諸問題にも相互扶助の精神に徹し、一致協力していたのである。

これは千吉家の場合であるが、別家猪助が家屋舗を買求めた時、先輩別家の惣兵衛が買請状、寺請状の保証人になつて、援助しているのが見受けられる。すなわち、

買請状之事⁽¹⁾

一、千切屋猪助と申仁只今迄衣棚三条上ル町ニ借宅仕居被申候処此度当町大文字屋与兵衛殿家屋舗被買求メ此已後当町ニ住宅被致候此仁先祖ハ釜座突抜押小路上ル町之出生ニ而御座候尤武士之浪人ニ而も無御座候間我等請人ニ相立申候

一、御公儀様御法度之趣堅ク相守らせ可申候尤切支丹又者ころひニ而も無之候、代々浄土宗ニ而先祖より能存知慥成仁而御座候是又請合申候、若如何様之六ヶ敷儀出来候共我等罷出急度埒明御町中へ少も御難懸申間敷為後日買請状仍而如件

延享四年丁卯三月廿七日

室町通誓願寺下ル町

請人 千切屋 惣兵衛^印

三条衣棚北町

買主 千切屋 猪助^印

年寄 伝兵衛殿

町中

とあり、さきに述べた、文政元年七月千吉家の別家清兵衛が、当山流修験者装束の専売権を侵害し、不正仕立

販売したため、御公儀に訴えられた節、「託証文」⁽²⁾を書き、その誓約の請人に、同じく千吉家の別家、源助（室町通り六角下ル町）が立ち、その保証を行つて、事件の解決にあたっては、別宅相互間は、経済上は勿論、渡世上の諸問題、或いは日常生活においても本家を頂点にし、柱にして相互に相扶け合つて強く結合してしたのである。安永五年の別家一同の「定法」⁽³⁾の中にも「一、常式之趣無滞相動可申事」とか「一、会日三九月十五日可相定事」等の規約があり、全別家の会同を年二回開き、春秋の融和懇親と共に本家への忠勤、相互扶助の精神の作興につとめ、誓い合つた事は容易に理解されるところである。又さきに述べた「祇園講」⁽⁴⁾の如きも、別家相互扶助の団体であり、規約中に「自今以後此連中へ加り度人在之候共暖簾中之外無用云々」とあり、更に「毎年集會之節は第一家業体之儀可申候尤商売之事ニハ連中一統差障無候様可相嗜申候事」等の情味あふれる規約があり、家門繁昌子孫長久の計を立てたものであり、その団結を図るためには「右之通此段連中相談之上相定」めたものであるから「若及等閑方在候ハバ此人数之内相省可申候」と、固い団結を相互に強制しているのである。特に、近代ではあるが昭和十五年四月の別家集団の規約をあげ、この精神が近世で封建社会下にあつては、より強く、長く現在に継続していたことを示しておこう。

華橘報徳会則⁽⁵⁾

第一条 本会ハ華橘報徳会ト称シ事務所ヲ本家内ニ設ク

第二条 本会ハ西村吉右衛門本家、分家、別家間ノ懇親ヲ計リ相互報徳互助ノ目的ヲ以テ右ノ事業ヲナス。

第一項 (一) 毎年春季一回千切屋ノ宗神春日神社ニ参拝スルコト。

(二) 毎年秋季一回可成立喜會ノ際宿坊及び本家ノ墓所ニ参拝スルコト。

第二項 本家、分家、別家中ニ困窮者アル時ハ、左記ノ援助ヲナスモノトス。

(一)子女教育費ノ給与

(二)婚礼、葬式或ハ療病費ノ給与又は買与

(三)生業資金ノ貸与

(四)有益ト認ムル研究費ノ貸与、(一)・(四)は一門内ニナキ時ニシテ縁故者ニ、一門内及縁故者ニナキ時ハ関係ナキ者ト雖モ役員会ニテ認メタル時ハ之ヲ為ス事ヲ得。

(五)日常必需品ノ共同購入実費分配

(六)其他必要ト認ムル事業

(以下 略)

これ等に見える本・別家間の相互援助を通じて近世における一般商家にはより以上の結合が存在し、慶弔は勿論、法事・年々の行事としての儀礼、贈答、親睦、或いは貸借、売買、経営、人事等に関して、相互に助け合った事は事実である。

(1)(2)(3)(4)(5) 千吉家所藏文書。

九 別家の致富

「老人曰、或所の宿這入の手代上京辺にて渡世にとりつき、裏借家三四匁の所をかりて住みけるが、内にて一向火を焚かず、近所の餅屋にて朝毎に五文どりの餅を三つ買ひ、茶たばこをも夫にてたべ、夫より商ひに出、下

京の主人の所にて休息し、帰りがけに直に彼の餅やにて又五文どりの餅三つ計たべ、茶を貰ひて飲、たばこもゆりりと燻らせ、扱我が家に帰りて夜は一向火をともさず、暮るより寝て身を休めけるよし、先第一内にて喰物に手間とらぬ故、働きの勝手にもよし、其心なる男なれば商ひにかしこく、時に合ふ能き代物おもひ付売広げ、かせぎもおのづと人一倍にしけるが、かくて四五五年の内大きに分限者となりて、誰と呼ぶる勢ひになりぬ。「老人曰、(中略)或畳屋へ一日錢百文手間にて食事は先方の賄としてつかわしけるに、二年計勤めけるが、或時此方へ参て申けるは、私も別宅致し渡世いたし申度候、何とぞ御世話下されといふ。それは元手も少々なくてはなるまじ、その心得も有事にやと尋ね見れば、なるほどおかげにて凡錢六七拾貫文も手間錢蓄へこれある由申けるまま、さらば勝手に宿を持ち見よと同心いたし、下京辺に家をかりて住せけるが(中略)我等適々夜分見舞に参れば暮ると身を息ひ、朝は未明よりうすあかりにて仕事をばげむ、女房は畳草をうみ、兩人家業少も油断なし、宿這入いたし四五年立て百兩計の売家あり(中略)我等も銀貳貫目かしつかわしけるが、今年にて最早三ヶ年に成申候処此間右の元利相添へ皆済に参御かげにて家も私かものになりしとて看など送甚悦び申候云々」と、これ京都商人について、別家の致富の心得を著述した手島堵庵著「我津衛」(宝曆七年著述、昭和七年京都・大阪・江戸には、⁽¹⁾おいて刊行)の一節であるが、別家はしたものの本家が貧乏であつたため、充分の暖簾分けも貰えず、独力でもつて致富への道を行んだ例であるが、本論文でとりあげた千吉家並びに柏原家の場合は、何れも相当の暖簾分けをして貰っている。しかも別家後は相当の資産をもち、本家と共に繁昌していたものと思われる。柏原家の別家、柏屋市兵衛及び柏屋卯兵衛については、次の文書により、その所持していたおよその資産状況が窺えるのである。

「頼上口上書」⁽²⁾

一、其御店様江卯兵衛幼少より御奉公に差上置候所以御蔭無障相勤メ宿入申仰付難有仕合奉存候、然ル所去ル

丑年柏屋市兵衛殿焼失致シ

居宅地之内

土蔵

沓ヶ所

浜地

土蔵

沓ヶ所

並ニ納屋

沓ヶ所

右三ヶ所相残り其余地屋敷斗ニ相成り有之候寅年より居宅沓ヶ所土蔵沓ヶ所都合沓ヶ所ヲ卯兵衛相建則柏屋市兵衛殿跡卯兵衛と相改相統罷在候云々」

とあり、別家、柏屋市兵衛にしろ、柏屋卯兵衛にしろ、家、蔵結構に建て並べて相応の生活をしていたものと思われる。更に、柏屋卯兵衛が死亡し、家屋敷を本家が収納して、卯兵衛の跡を甥にあたる仙之助に名跡相続人として、近江国舟木村で名跡を立てさせた場合、卯兵衛の遺産として本家が仙之助に莫大な金子を与えている実例が見受けられるのである。すなわち、

〔3〕
「覚」

一金 三百兩也

家代

一金 百 兩也

位牌代

一、卯兵衛身附之諸道具

並ニ着類共

一式

『右者別紙口上書を以御頼申上候処御聞届被成下重々難有仕合ニ奉存候依之右金高被下置礎ニ請取申候云々』

とある、当時の貨幣価値からして、相当の資産が、別家卯兵衛個人の所有財産としてあったことが窺われるのである。又、次の文書において、

「一札」⁽³⁾

一、私儀実母妙道同姉ゆ起同人養悴又兵衛連印を以卯兵衛死跡、諸式道具着類等被下度旨去巳年十月願書差出し候処格別之御勘弁を以同十二日家代金並ニ位牌料金迄無残所結構ニ被下置難有奉存御請書差上置候処私儀心得違仕、酒百貳拾石、同諸道具一式石灰三千俵疊建具木千貫目、金子百貳拾八兩を不足ケ間敷申立及御懸合候処段々訳合御申聞被下御尤ニ承知仕全私心得違ニ御座候云々」

天保五年九月六日

三条大橋東入貳町目

柏屋御店

近江屋 利兵衛[㊤]

太兵衛殿

倅 仙之助[㊤]

半右衛門殿

一、造酒株 石灰株

右者柏屋市兵衛殿付ニ御座候間、卯兵衛身分ニ不懸候其外柏屋市兵衛殿付キ諸道具如何様ニモ思召御取斗ニ被成候共申分無御座候為念奥書依而如件

天保五年午八月

親類惣代 近江屋利兵衛[㊤]

と、あることから、柏原家の別家卯兵衛は市兵衛の遺産すなわち、土蔵二ヶ所、納屋一ヶ所と屋敷を貰い受け、

更に甥の仙之助が卯兵衛の名跡相続のため国住別宅として、家代三百両、位牌料百両、卯兵衛身附の諸道具一式並びに着類一式を貰っているが、尚、別宅市兵衛の遺産として、酒百貳拾石、石灰三千俵、木千貫目、現金百貳拾八両があり、市兵衛別家絶家のため、これは主家が収納しているのである。

さきにも述べた、手島堵庵著「我津衛」にある、別家の如く、主家が貧しいため、充分の「暖簾分け」もなく、自分の商才と商魂でもって致富の道を進んだ別家もあれば、千吉家や、柏原家の別家の如く、いわゆる豪商の別家として、安定した生活と富裕を致した別家が存在したこと。逆に主家の没落、とともに別家も没落⁽⁴⁾、或いは折角の立派な「暖簾分け」を受けながら、心得悪しき為⁽⁵⁾に、行方知れなくなったものも、これ又、枚挙に遑がないであろう。

要するに、近世の商家では家名とか、家業を大切にすることが、主人は勿論、家族の基本的な人権意識よりも優先して考えられており、家の主人も奉公人も、その家に伝わり来った父祖仕来りの業を継承して、これを子孫に伝える義務を負っていたのである。従って「続々鳩翁道話」（文化十二年出版）の中に「先祖粒々辛苦而興起せし家全三致相続祖業空敷不為様俱ニ勉激す⁽⁵⁾」とある如く、家も、家財も先祖からの預り物であるから、己一身の榮華に費し失うことなく、子孫に譲り与うべきものと強く意識されていたのである。「主従心得書⁽⁶⁾」にも次の如く別家手代中の事⁽⁷⁾として、その心得を述べている。

「一、別家中（繁蔵曰く此別家とは内外両別家を指されたるものなり）は不絶出勤あり、それぞれの役前を定めてつとめらるべきはもちろんにて、主人のよからぬは即ち別家のよからぬなり、いさむべきことは身を忘れて遠慮なくいさめ、家法を正さるべし。ただし武家のごとく定禄がなければ、我世帯の事もせねばならぬはもちろ

んのことなれども、其世帯もと主人よりわけてもらひしものなれば、畢竟武家の手に禄を賜るも同じ道理なり、又眼前主人の家が繁昌し正しく治まれば、吾不如意の事ありても主人よりたすけらるるは定りたることなり、能心を用ひてつとめらるべし。」

と述べているが、近世における別家制度における義務、心得に対する意識を実に簡潔に要領よく述べている。更に、同書は主家の別家に対する心得を次の如く述べている。

「一、親類並別家手代中平生むつまじかるべし、其内別家中は常々出入世話もせらるることなれば云々」と述べ、更に「親類別家の諫めを用ること専一なり、我が氣のつかぬことも、人がいへば、なるほどとおどろく事もあり、人の知恵をかりてわが身の徳にするはよきことならずや、まして、わが少しにてもあしき事のあるは猶々のことなり、わがいぢをたてず、はらたてず心をむなしりして人のいふことをききいるべし」と別家を重く用いるべき主人の心得を述べているが、近世商家の家業の経営とその永続ならびに継承にとって、別家の忠誠が如何に重要な役割を果し、別家の存在価値が如何に高かったかは明確である。

(1) 「我津衛」手島堵庵著、通俗経済文庫巻七、七九～八四頁。

(1)(2)(3) 柏原家所蔵文書。

(4) 柏原家所蔵文書、寛政四歳子八月柏原孫左衛門宛に差出した「乍憚以書付奉申上候」の中の一節「竹川殿没落」参照。

(5) 桜井庄太郎著「日本封建社会意識論」二一一頁。

(6) 「主従心得書」伴蒿蹊著、通俗経済文庫巻十二 三二九頁。

(7) 前掲書 三二〇頁。